

消費者契約法の一部を改正する法律要綱

高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るため、取消しの対象となる消費者契約の範囲を拡大するとともに、無効とする消費者契約の条項の類型を追加する等の措置を講ずることとするため、消費者契約法の一部を次のように改正することとする。

第一 過量な内容の消費者契約の取消し

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間（以下「分量等」という。）が当該消費者にとつての通常の分量等（消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。）を著しく超えるものであることを知つていた場合等において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができるものとすること。

（第四条第四項関係）

第二 重要事項の範囲

事業者の不実告知があつた場合において、消費者がその意思表示を取り消すことができる対象である重要事項として、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情を追加するものとすること。

（第四条第五項関係）

第三 取消権を行使した消費者の返還義務

民法第二百二十二条第一項の規定にかかわらず、消費者契約に基づく債務の履行として給付を受けた消費者は、消費者契約法の規定により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消した場合において、給付を受けた当時その意思表示が取り消すことができるものであることを知らなかつたときは、当該消費者契約によつて現に利益を受けている限度において、返還の義務を負うものとすること。

（第六条の二関係）

第四 取消権の行使期間

消費者契約法の規定による消費者の取消権については、追認ができる時から六箇月間行わないときは時効によつて消滅するとされているところ、当該期間を一年間に伸長するものとすること。

（第七条第一項関係）

第五 事業者の損害賠償の責任を免除する条項

消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項を無効とする規定等について、「民法の規定による」という文言を削除するものとすること。

（第八条第一項第三号及び第四号関係）

第六 消費者の解除権を放棄させる条項の無効

次に掲げる消費者契約の条項は、無効とするものとすること。

一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること等により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

（第八条の二関係）

第七 第十条の例示

民法、商法その他の法律の公の秩序に關しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の

利益を一方的に害するものは無効と規定する第十条の例示として、消費者の不作為をもつて当該消費者が新たな消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項を規定するものとすること。

（第十条関係）

第八 その他

適格消費者団体の差止請求の対象となる行為の追加等の所要の規定の整備を行うこと。

第九 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行するものとすること。ただし、第三については、民法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 　　号）の施行の日から施行するもの等とすること。
(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し、所要の経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。
(附則第二条から第六条まで関係)